

札幌市保健福祉局保健所長
三賢 雄

各医療機関の開設者 様

札幌市保健福祉局保健所長
三賢 雄

特定医療費（指定難病）助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る 診断書登録のオンライン化等について

平素より、本市の医療保健福祉行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省健康局より、特定医療費（指定難病）助成制度（以下「難病」という。）及び小児慢性特定疾病医療費助成制度（以下「小慢」という。）に係る診断書（難病は「臨床調査個人票」、小慢は「医療意見書」）登録のオンライン化について情報提供がありましたので、ご案内いたします。

また、診断書の医師名記載欄の押印省略及び受給者証（難病・小慢）の更新についても併せてご案内いたしますので、指定医等関係する方々へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 診断書登録のオンライン化に関する情報共有について

厚生労働省が、診断書登録オンライン化の実現に向け、次期難病・小慢データベース更改（令和4年度以降リリース予定）の準備を進めており、今般、要件内容の方針が一通り定まったとして、指定医及び医療機関への情報共有の依頼がありました。

<診断書登録オンライン化の全体像>

- 指定医はインターネット接続のPC端末より、難病小慢DBに接続して、画面上で臨個票・意見書を作成しDBに登録する。
- 院内システムを導入している医療機関では、院内システム上で臨個票・意見書を作成し、院内システムから臨個票・意見書データを掃き出して、インターネット接続のPC端末より次期DBに登録することも可。
- その後、患者は現行同様に臨個票・意見書及び申請書を自治体へ提出。
自治体は、臨個票・意見書記載のアクセスキーからDBの臨個票意見書データを取得して審査を実施。審査結果をDBに登録する。

詳細については、厚生労働省作成の別添資料をご確認願います（院内システムの改修等が必要となる場合がありますのでご留意ください。）。

なお、ご質問等につきましては、下記ホームページに掲載している「問い合わせシート」に質問事項を入力し、同ページの保健所健康企画課宛てのメールにて送付願います。

質問事項は、本市から厚生労働省に照会後、下記ホームページ上のFAQ（厚生労働省

作成) の随時更新という形で回答させていただきますので、ご了承ください。

<別添資料>

- ・難病・小慢DB更改に関する要件定義状況の情報共有
- ・FAQ

<札幌市公式ホームページ>

URL : <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/nannbyou/shinndannshoonline.html>

【QRコード】



※「問い合わせシート」の他、別添資料も掲載しております。

2 診断書の医師名記載欄の押印省略について

令和2年12月25日付けで関係省令が改正され、臨床調査個人票（難病）及び医療意見書（小慢）の医師名の記載欄が、「記名押印又は署名」から「氏名の記載」へ変更されました。

これにより、医師名の記載欄には、押印が不要となりますので、ご留意願います。

3 受給者証（難病・小慢）の更新について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日の難病及び小慢の受給者証の有効期限を1年間自動延長（更新手続き不要）していたところですが、令和3年3月1日以降に有効期限が満了する受給者証から、例年の更新手続きを再開することとなります（小慢については既に一部再開済み）。

更新対象者は下表のとおりとなりますので、更新申請の際に必要な臨床調査個人票（難病）や医療意見書（小慢）の作成について、指定医等の方々から特段のご協力・ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<更新対象者と手続期間について>

種別	更新対象者	更新手続期間
難病	有効期限が <u>令和3年9月30日</u> ※1	<u>令和3年6月中旬</u> ※2 ~ <u>令和3年9月30日</u>
小慢	有効期限が <u>令和3年3月1日以降</u>	<u>有効期限の2か月前から有効期限まで</u>

※1 有効期限が9月30日ではない方が一部おり（全市で約10名）、この方々の更新手続期間は、各々の有効期限の3か月前からとなります。

※2 例年7月より開始しているところですが、受付における密を緩和するため、開始日を早める予定です。

<お問合せ先>

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223